

札幌市障がい者協働事業の事業見直しの方向性について

1 障がい者協働事業について

○ 開始年度 平成 18 年度

○ 事業内容

障がいのある方もない方も対等な立場で、ともに働ける職場づくりを進め、障がいのある方の就労促進、社会的、経済的な自立を図ることを目的に、障がいのある従業者を事業の全従業者の 5 割以上かつ 5 人以上雇用する等の要件を満たす事業者に対し、運営費の一部を補助する（補助基本額（雇用人数）5 名：6,860 千円～9 名以上：10,510 千円）

○ 取組の効果

- ・障がいのある人の雇用機会を確保し、他の従業員と対等な立場で働ける職場を実現
 - ・事業所が各従業員の障がい特性に理解をもつことで、雇用継続につながった
- ※最盛期（平成 29 年度）：136 人（23 事業者）、令和 7 年度：80 人（13 事業所）

○ 課題

・障害福祉サービスが充実し、他制度による就労機会が拡大。障がい者雇用を巡る社会情勢の変化を踏まえた施策が求められる

2 これまでの経過

○ 令和 4～5 年度

・行政評価等から、補助事業者が固定化せずに雇用者数増につながる仕組みや一般企業での雇用につながる内容とするよう指摘を受け、事業見直しを検討

○ 令和 6 年度

- ・補助事業者を対象に説明会を開催。令和 9 年度末での事業見直し等を説明（1 月）
- ・マスコミ各社で事業廃止を報道（3 月）

○ 令和 7 年度

- ・補助事業者への個別ヒアリングを実施（3～4 月）。以降、庁内での協議、調整
- ・補助事業者との意見交換会を開催。事業見直しの方向性及び経過措置について説明（12 月）

3 現行の補助事業者に対する経過措置

雇用中の障がいのある従業員の雇用維持のためにも、各事業者が自主的な事業継続のための準備を進められるよう支援を行うことが重要

○ 令和 8 年度から実施する支援

- (1) 経営安定化に向けた経営相談の提供
- (2) 補助要件の緩和（5 割未満、5 人未満でも可とする）
- (3) 従業員の安定雇用に向けた相談支援

4 令和 10 年度以降の新たな方向性

障がいのある方たちの一般就労の機会拡大につながる取組を検討中

- ・中小企業において、障がいのある方が働きやすい職場づくりが進むよう、雇用機会の確保とともに雇用の質の向上を促す総合的な支援
- ・市民や企業の障がい者雇用に対する理解の促進